第 34 期 東京都青少年問題協議会
第１回若年支援部会

令和６年６月 14 日（金曜日）
午後５時 45 分～午後７時 15 分
第一本庁舎 34 階北塔　34Ａ会議室

次　　　第

１　開　会

２　挨　拶（東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長）

３　委員紹介

４　部会長選任

５　審議事項「東京都子供・若者計画の改定について」

・「第１章　計画の策定に当たって」

・「第２章　計画の『理念』・『基本方針』」

・次期計画の構成について

・数値目標

６　意見交換

・困難を抱える若者へのヒアリング事項

７　事務局連絡

８　閉　会

こども大綱と東京都子供・若者計画（第２期・第３期）の構成比較

資料１

こども大綱の構成

基本的な方針

① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

施策の重要事項

① ライフステージを通した重要事項
② ライフステージ別の重要事項
③ 子育て当事者への支援に関する重要事項

施策推進の必要事項

① こども・若者の社会参画・意見反映
② こども施策の共通の基盤となる取組
（EBPM・人材育成・支援体制構築・情報発信・意識改革）
③ 施策の推進体制等

東京都子供・若者計画（第２期）の構成

施策推進の視点

① 一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重する点
（当事者である子供・若者の目線に立って意見を聞き、支援に反映）
② 子供・若者の状況に応じて支援する視点
（子供・若者のライフステージを見通した切れ目のない支援を継続的に行う）
③ 子供・若者の支援に社会全体で重層的に取り組む視点

基本方針Ⅰ

■ 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援

1　社会的自立に向けた「基礎」の形成
2　社会形成、社会参加できる力の育成
3　社会的・職業的自立を支援　4　学びの機会の確保

基本方針Ⅱ

■ 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

1　困難な状況ごとの取組　2　被害防止と保護

基本方針Ⅲ

■ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

1　家庭の養育力・教育力の向上
2　学校・家庭・地域が一体となった子供・若者の育成
3　子供・若者の育成環境の整備

推進体制等の整備

1　都における計画の推進体制　2　区市町村の役割
3　関係機関との連携の強化、人材の養成

東京都子供・若者計画（第３期）の構成案

施策推進の視点

① 子供・若者を権利の主体として認識し、権利を保障し、一人ひとりの子供・若者の今とこれからの最善の利益を尊重する視点
② 当事者である子供・若者の目線に立って意見を聞き、対話をしながら支援に反映する視点
③ 子供・若者のライフステージを見通した切れ目のない支援を継続的に行う視点
④ 全ての子供・若者が幸せな状態で成長できるよう、良好な成育環境を確保する視点
⑤ 子供・若者の支援に社会全体で重層的に取り組む視点

基本方針Ⅰ・Ⅱ

※ 東京都子供・若者計画（第２期）と同様
※ こども大綱の「ライフステージを通した重要事項」「ライフステージ別の重要事項」の要素を反映

基本方針Ⅲ

※ １～３まで東京都子供・若者計画（第２期）と同様
※ こども大綱の「ライフステージを通した重要事項」「ライフステージ別の重要事項」の要素を反映

推進体制等の整備

1　子供・若者の社会参画・意見反映
2　ＥＢＰＭ体制の構築
3　都における計画の推進体制　4　区市町村の役割
5　関係機関との連携の強化、人材の養成
6　情報発信・意識改革

資料２

こども大綱
（令和５年12月22日閣議決定）

【説明資料】

こどもまんなか
こども家庭庁

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、**心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護**が図られ、**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。**

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- 心身ともに健やかに成長できる
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- 様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

①　こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
②　その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。)

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の６本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- 成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- 意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- 「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- 乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- 困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- 若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1　ライフステージを通した重要事項

○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進　等）
○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり　等）
○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
○こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
○障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育　等）
○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策　等）

2　ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保　・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等　・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実　・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止　・不登校のこどもへの支援　・校則の見直し　・体罰や不適切な指導の防止　・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実　・就労支援、雇用と経済的基盤の安定　・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3　子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減　○地域子育て支援、家庭教育支援
○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大　○ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

1　こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、２つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

〇国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

〇地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供　等）

〇社会参画や意見表明の機会の充実　　〇多様な声を施策に反映させる工夫　　〇社会参画・意見反映を支える人材の育成

〇若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備　　〇こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2　こども施策の共通の基盤となる取組

〇「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

〇こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

〇地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開　等）

〇子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

〇こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3　施策の推進体制等

〇国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使　等）

〇数値目標と指標の設定　〇自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携　〇国際的な連携・協力

〇安定的な財源の確保　〇こども基本法附則第２条に基づく検討

こども大綱における目標・指標

別紙１に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、
別紙２に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。
※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会：こどもまんなか社会

目標（別紙１）	（目標値）
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状*維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

指標（別紙２）

- 「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
- こどもの貧困率
- 里親等委託率
- 児童相談所における児童虐待相談対応件数
- 小・中・高生の自殺者数
- 妊産婦死亡率
- 安心できる場所の数が１つ以上あるこども・若者の割合
- いじめの重大事態の発生件数
- 不登校児童・生徒数
- 高校中退率
- 大学進学率
- 若年層の平均賃金
- 50歳時点の未婚率
- 「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- 合計特殊出生率
- 出生数
- 夫婦の平均理想/予定こども数
- 理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- 男性の育児休業取得率
- ６歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間
- ひとり親世帯の貧困率

等

参考：子ども・若者計画策定状況（都道府県・区市町村・都内）

資料３

子ども・若者計画策定状況（都道府県）

大半の都道府県が既に計画を策定している

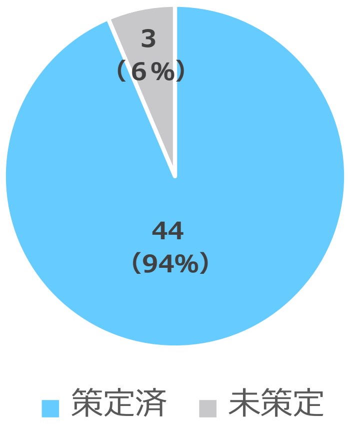

（出典）内閣府「令和４年版　子供・若者白書」を基に作成

子ども・若者計画策定状況（政令指定都市）

大半の政令指定都市が既に計画を策定している

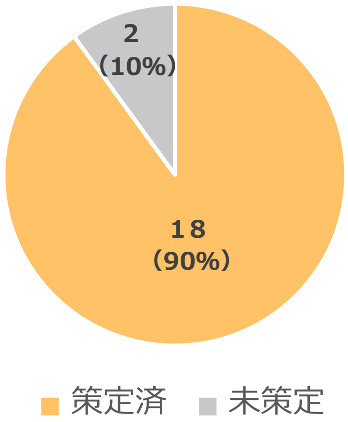

（出典）内閣府「令和４年版　子供・若者白書」を基に作成

子ども・若者計画策定状況（区市町村）※政令指定都市除く

区市町村単位では、計画の策定があまり進んでいない

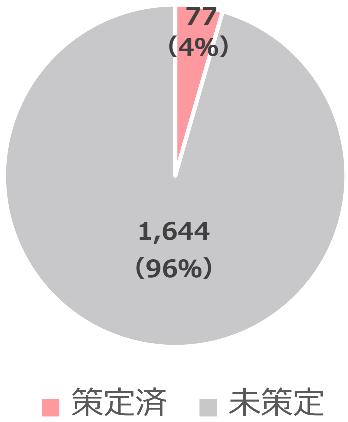

（出典）内閣府「令和４年版　子供・若者白書」を基に作成

子ども・若者計画策定状況（都内区市町村）

都道府県内での区市町村の計画策定割合は、東京都内が一番高い

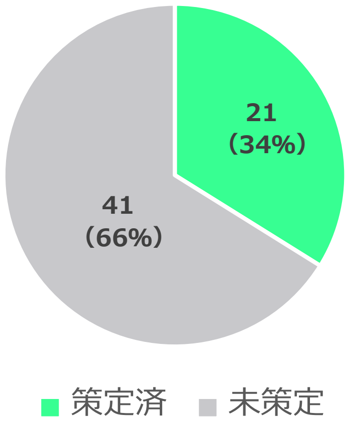

（出典）内閣府「令和４年版　子供・若者白書」を基に作成

参考：子ども・若者支援地域協議会設置状況（都道府県・区市町村・都内）

子ども・若者支援協議会設置状況（都道府県）

大半の都道府県が既に協議会を設置している

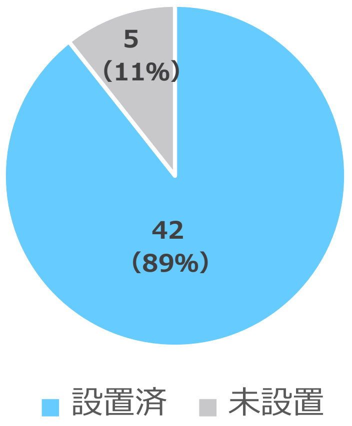

（出典）内閣府「令和４年版　子供・若者白書」を基に作成

子ども・若者支援協議会設置状況（政令指定都市）

都道府県と比較すると、協議会の設置は大きく進んでいない

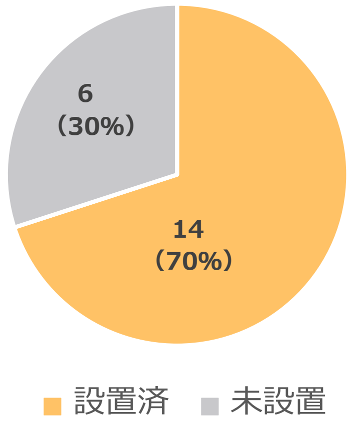

（出典）内閣府「令和４年版　子供・若者白書」を基に作成

子ども・若者支援協議会設置状況（区市町村）※政令指定都市除く

区市町村単位では、協議会の設置があまり進んでいない

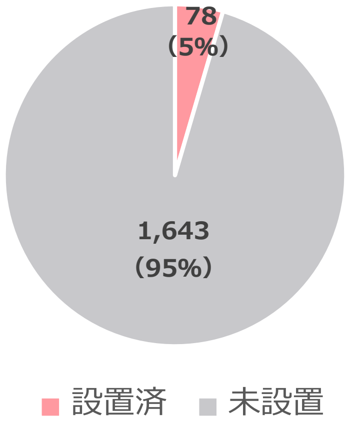

（出典）内閣府「令和４年版　子供・若者白書」を基に作成

子ども・若者支援協議会設置状況（都内区市町村）

都内区市町村でも、協議会の設置はあまり進んでいない

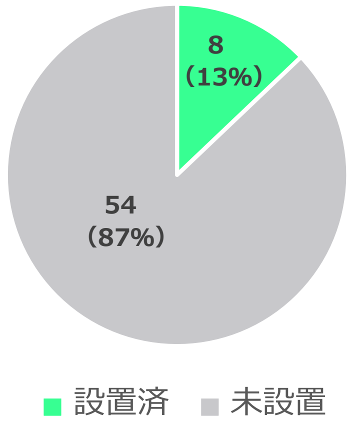

（出典）内閣府「令和４年版　子供・若者白書」を基に作成

参考：子ども・若者総合相談センター設置状況（都道府県・区市町村・都内）

子ども・若者総合相談センター設置状況（都道府県）

都道府県における総合相談センターの設置は、半数を下回る

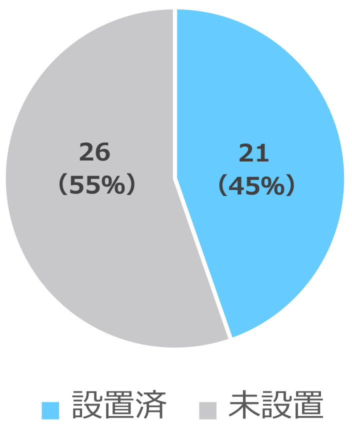

（出典）内閣府「令和４年版　子供・若者白書」を基に作成

子ども・若者総合相談センター設置状況（政令指定都市）

政令指定都市においても、総合相談センターの設置は半数を下回る

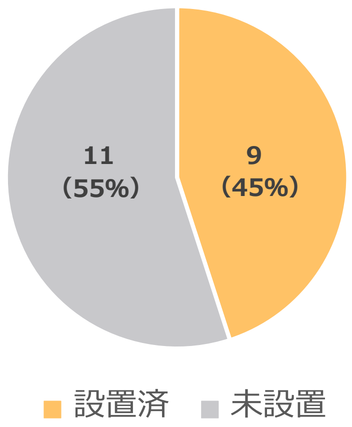

（出典）内閣府「令和４年版　子供・若者白書」を基に作成

子ども・若者総合相談センター設置状況（区市町村）※政令指定都市除く

区市町村単位では、総合相談センターの設置があまり進んでいない

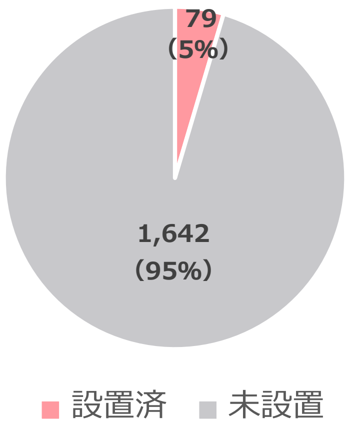

（出典）内閣府「令和４年版　子供・若者白書」を基に作成

子ども・若者総合相談センター設置状況（都内区市町村）

都内区市町村でも、総合相談センターの設置はあまり進んでいない

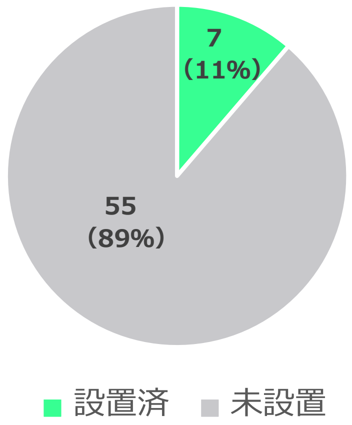

（出典）内閣府「令和４年版　子供・若者白書」を基に作成

資料4

■ 東京都子供・若者計画（第3期）の数値目標案

No	子供（～18歳）			若者部分（18歳～）
	設問	R5調査結果	備考	設問予定
1	「毎日たくさん笑っている」 と思う子供の割合	64.0%	「『未来の東京』戦略」政策目標 （2030年までに80%）	「毎日たくさん笑っている」 と思う若者の割合
2	「自分の行動で社会を変えられる」 と思う子供の割合	47.8%	「『未来の東京』戦略」政策目標 （2030年までに65%）	「自分の行動で社会を変えられる」 と思う若者の割合
3	「今の自分の生活に満足している」 と思う子供の割合	60.5%	とうきょう こどもアンケートより （こども大綱を参考）	「今の自分の生活に満足している」 と思う若者の割合
4	「今の自分が好きだ」 と思う子供の割合	49.9%	とうきょう こどもアンケートより （こども大綱を参考）	「今の自分が好きだ」 と思う若者の割合
5	「自分の考えをしっかり持つことは大事だ」 と思う子供の割合	94.2%	とうきょう こどもアンケートより （こども大綱を参考）	「自分の考えをしっかり持つことは大事だ」 と思う若者の割合
6	「困っていたら近所の人が助けてくれる」 と思う子供の割合	72.4%	とうきょう こどもアンケートより （こども大綱を参考）	「困っていたら近所の人が助けてくれる」 と思う若者の割合
7	「自分の意見が採用される」 と思う子供の割合	71.8%	とうきょう こどもアンケートより （こども大綱を参考）	「自分の意見が採用される」 と思う若者の割合
8	「自分には、夢や目標がある」 と思う子供の割合	63.5%	とうきょう こどもアンケートより （こども大綱を参考）	「自分には、夢や目標がある」 と思う若者の割合
9	「東京が好きだ」 と思う子供の割合	90.5%	とうきょう こどもアンケートより （こども大綱を参考）	「東京が好きだ」 と思う若者の割合
10	「自分は他人から必要とされている」 と思う子供の割合	45.9%	とうきょう こどもアンケートより （孤独・孤立の指標として活用）	「自分は他人から必要とされている」 と思う若者の割合

資料５

第34期東京都青少年問題協議会　若年支援部会名簿

【若年支援部会】

（敬称略）

氏　　名	所　　属　　等
井　利　由　利	公益社団法人青少年健康センター茗荷谷クラブ
小　西　暁　和	早稲田大学法学学術院教授
新　保　幸　男	神奈川県立保健福祉大学教授
杉　浦　ひとみ	弁護士、東京アドヴォカシー法律事務所
土　井　隆　義	筑波大学教授
堀　有　喜　衣	独立行政法人労働政策研究・研修機構　統括研究員

【事務局】

氏　　名	所　　属　　等
竹　迫　宜　哉	生活文化スポーツ局生活安全担当局長
村　上　　　章	生活文化スポーツ局若年支援担当部長
山　本　　　理	生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課長
栃　折　晃　平	政策企画局計画調整部計画調整担当課長